# 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 2 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

### 1 基本情報 < 共诵 >

フリガナ	イッパンシャダンホウジンモリノミヤコフクシジギョウダン											
法人名	一般社団法。	一般社団法人杜の都福祉事業団										
	〒 989-220	05										
法人所在地	宮城県亘理	宮城県亘理郡山元町小平字舘1-1										
フリガナ	モリ アキコ	Eリ アキコ										
書類作成担当者	森 昭子	集 昭子										
連絡先	電話番号	電話番号 022-257-0525 FAX番号 0223-23-0611 E-mail morinomiyako-fukusi@ou										

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

☑ 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(特別加算)を含む。

☑ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

### 2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1)福祉・介護職員処遇改善加算また	は福祉・介護職員処遇改善特別加算のみの	の場合					
① 算定する処遇改善加算の区分	────────────────────────────────────						
② 処遇改善加算の算定対象月							
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見		円					
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	0	H				
	i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉·介護職員の賃金の総額(見込額) 円						
)      年度の福祉・介護職員の賃金の総額(/   自の賃金改善額を除く) 【基準額1】(ア)-(イ)-	ii ) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)						
「(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総	「(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額						
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(イ)前年度の処遇改善加算の総額 円						
(ウ)前年度の <u>特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額</u> (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)							
し(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額							
⑤ 賃金改善実施期間	う 賃金改善実施期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月						
		NAME OF THE OWNER O	STANSON .				

### 【記入上の注意

- ・ <u>処遇改善加算または特別加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)口、5の記載は不要である。</u> また、処遇改善加算(V)または特別加算のみの計画である場合は、上記に加え、3、4も記載不要である。
- ・④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・④ ii )(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・④ ii )(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	ツ 回 4 t + + c - c - c - c - t - t - t - c - c - c -				
② 処遇改善加算の算定対象月	- ※ 別紙様式2−2のとおり				
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込	1,876,296	円			
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	1,886,450	円		
i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行っ (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障	11,188,800	円			
ii )前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	9,302,350	円			
「(ア)前年度の <u>経験・技能のある障害福祉人</u>	、材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	11,256,845	円		
(イ)前年度の処遇改善加算の総額 1,888,416 円					
(ウ)前年度の特定加算の総額 <u>(その他の職種(C)に支給された額を除く)</u> 66,079					
し (エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額					
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 4				

### 【記入上の注意】

- ・④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ i )(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ④i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額は含まないこと。
- ・④ ii )(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ・④ ii )(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

## (3)福祉•介護職員等特定机遇改善加質

	~~~	777 77							
① 算定する特定加算の区分									
② 処遇改善加算の取得状況 ※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり									
③ 特定加算の算定対象月									
④ 令和 2 年度特定加算	の見込額	預(g)						721,656	円
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii)			(	右欄の額は④欄の	額を	上回ること)		729,180	円
i)特定加算の算定により賃金改			0 (0)0000000000000000000000000000000000					10,031,530	円
ii)前年度の賃金の総額(処遇改 を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(	善加算等 エ)	を取得し実施	される賃金	金改善額及び独自	の賃	金改善額		9,302,350	円
(ア)前年度の賃金の総額								11,256,845	円
┃ ┃ ┃ (イ)前年度の処遇改善加算の	総額							1,888,416	円
┃ ┃ ┃ (ウ)前年度の特定加算の総額							66,		円
	ごス事業	者等の独自の	賃金改善	額					円
⑥ 平均賃金改善額				経験・技能のある 障害福祉人材(A	る ()	他の障害福祉人	材(B)	その他の職種	重(C)
i)前年度の賃金の総額(処遇改 賃金改善額及び独自の賃金改善	善加算等額を除く	等を取得し実力 )(h)	施される	3,040,721	円	8,997,629	円		円
ii )前年度の常勤換算職員数(i)						36.0	人		人
iii)前年度の一月当たりの常勤換	算職員	数(j)		1.0	人	3.0	人		人
iv)前年度のグループ毎の平均賃	金額(月	額)【基準額3	](h)/(i)	253,393	円	249,934	円	#DIV/0!	円
v)グループ毎の平均賃金改善	<ul><li>(A)</li></ul>	のみ実施		60,138	円		-		
朝(月額)(g)/(j)/(k)		( 721,656	円)	( 721,656 円	)				
※予定している配分方法について選	O (A).	及び(B)を実施		#DIV/0!	円	#DIV/0!	円		/
択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前		( #DIV/0!		( #DIV/0! 円	_	( #DIV/0! F			
年度の一月当たりの常勤換算方法に より算出した職員数から算出した一人		(B)(C)全て実放		#DIV/0!	円	#DIV/0!	円	#DIV/0!	円
当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年	o Fi	( #DIV/0! 己以外の方法		( #DIV/0! 円		( #DIV/0! 円	-	( #DIV/0!	
額))	О <u>Т</u> а		円)	<b>/</b> О П	円、	/ 0 FB		,	円
日類平均の万円の賃令改美したる	* 7 /+ 7			( 0円		( 0円	)	( 0	円 )
月額平均8万円の賃金改善となる (「月額平均8万円の賃金改善又					C	11,50,27			
小規模事業所等で加算額全			4407Fb	【上とはる有」を設定	(ਵਿੱ	ない場合その埋田	)		
□ 職員全体の賃金水準が低く、			生士でほど	トカリキトルスートム	.≷ŒI‡	<b>サ</b> テナフナ			
┃ ┃ 月額平均8万円等の賃金改	善を行うに	こ当たり、これま	で以上に	事業所内の階層や	役職	にある者に求めら	カス針	され かか 連 本 明 珠	2
1にすることが必要であり、規格	星の整備・	や研修・実務経	験の蓄積	などに一定期間を要	要する	るため。	I O.O. HE		•
_   L □ その他( ⑦ 賃金改善実施期間(k)									)

- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事 業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、<u>処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除い</u> <u>た額を記載</u>すること。

令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月(12か月)

- ・(2)⑤ ii )(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知され る「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)⑤ ii )(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて 処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本 欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内 容を記載すること。
- ・(2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場 合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に 年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・ (2)⑥iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

# (4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介息 賃金改善を行 う給与の種類											
プルーチの作用規	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)										
	TOTAL BEING THE STATE OF THE ST										
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他( 「賃金改善に関する規定内容)										
	(員並収普に関9 る規定内谷)										
具体的な取組 内容	処遇改善については、基本給の昇給分、及び処遇改善手当、一時金としての支給とする。金額については勤続年数、職務内容及び実績などを鑑みて決定するものとする。										
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、大声を行っています。										
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 29 年 9 月 ( 図 実施済 ロ 予定 )										
	(工記4)祖の開始時期) 平成 29 年 9 月 (② 実施済 □ 予定 )										
口 福祉・介護	ま職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(v) ② 変更なし										
経験・技能の ある障害福祉 人材の考え方											
 賃金改善を行	□ (A)経験・技能のある障害福祉人材 □ (B)他の障害福祉人材 □ (C)その他の職種										
が職員の範囲	□ (A)経験・技能のある障害福祉人材 □ (B)他の障害福祉人材 □ (C)その他の職種 ((A)にチェック(V)がない場合その理由)										
重金改善を行	+++										
5給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他										
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)										
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他(										
	(賃金改善に関する規定内容)										
具体的な取組 内容	精神保健福祉士等の資格を持ち、生活支援員など直接支援を兼務するサービス管理責任者若しくは管理者を支給対象とする										
1	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。										
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。										
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。										
	(上記取組の開始時期) ▼ 令和 1 年 12 月 ( ☑ 実施済 □ 予定 )										
、 各隨害福	祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善										
н гт н гн г	「(1)④    )(エ)」、「(2)④    )(エ)」又は「(3)⑤    )(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記										
	・										
注自の賃金改 の具体的な は組内容											
自の賃金改											
額の算定根	[일반][일반][일반][일반][일반][일반][일반][일반][일반][일반]										
	[일까 맛집 [2] [2] 그리고 있는 이 그는 사람들이 보고 있는 것이 되는 것이 되었다. 그렇게 하고 있을 때 하고 있다.										

# 3 キャリアパス要件について < 処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし

□ 非該当

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 加算 I・II の場合は必ず「該当」 該当

	福祉・介護職員の任用におけ	する時	<b></b>	Z、職責又は職務内容等の要件を定めている。						
П				F等に応じた賃金体系を定めている。						
		-		な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。						
マリ	アパス要件Ⅱ 次のイとロ両方	<b>うの</b> :	基準	<b>準を満たす。</b> 加算 I・Ⅱ の場合は必ず「該当」回 該当	□ 非該当					
1	福祉・介護職員の職務内容等計画を策定し、研修の実施又	手をは	踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な研修の機会を確保している。							
				資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること						
	イの実現のための具体的な 取組内容 (該当する項目にチェック( <b>少</b> )	v	1	・事業計画に基づく個別の目標設定を行い、個々の目標管理を行う。・目標達成の企画・実施	<b>求のための研修</b>					
	した上で、具体的な内容を記載)			資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下	記に記載するこ					
		V	2	・資格取得費用の助成など・情報提供						
П	イについて、全ての福祉・介護	[職]	員に	上周知している。						
,IJ.	アパス要件皿 次のイとロ両	方(	の基		□ 非該当 を判定する仕					
,IJ.	アパス要件皿 次のイとロ両 福祉・介護職員について、経駒	方(	ルタ	上準を満たす。  加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ② 該当は資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給	□ 非該当 を判定する仕					
<b>・リフ</b> イ	アパス要件皿 次のイとロ両 福祉・介護職員について、経駒	<b>方</b> (	<b>の基</b> しくに ①	上準を満たす。 加算 I の場合は必ず「該当」 ☑ 該当は資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給  経験に応じて昇給する仕組み	を判定する仕					
<b>・リフ</b> イ	アパス要件Ⅲ 次のイとロ両福祉・介護職員について、経験組みを設けている。  具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✔)	<b>方</b> (	<b>の基</b> しくに ① ②	は準を満たす。 加算 I の場合は必ず「該当」 ② 該当は資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給経験に応じて昇給する仕組み※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて見給する仕組みを	を判定する仕					

### 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし

# 【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリ アパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

### 【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改 善」及び「その他」について、<u>それぞれ1つ以上の取組を行う</u>こと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
	② 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
資質の向上	② 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	□ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	□ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	□ その他:
	□ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	□ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	□ ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出動情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
労働環境•	口 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
処遇の改善	ロー 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<ul><li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li></ul>
	□ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	□ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	口 その他:
	□ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<ul><li>□ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等))</li></ul>
その他	□ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
( V)	ロ 非正規職員から正規職員への転換
	□ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	口 職員の増員による業務負担の軽減
	ローその他:

# 5 見える化要件についてく特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) □ 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✔)すること。

ホームページ	য	「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/	V	掲載予定	
への掲載	Ø	自社のホームページに掲載	/	v	掲載予定	
その他の方法		事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	v	掲載予定	
による掲示等		その他(			) / 口 予定	

# 6 届出に係る根拠資料についてく共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

	確認項目	証明する資料の例
IJ.	加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
Ø	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
Ø.	加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
V	キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
V	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
J	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
Ø,	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加 算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管してい ることを誓約します。

令和 2 年 4 月 /<sup>3</sup> 日 法人名 一般社団法人杜の都福祉事業団 代表者 職名代表理事 氏名 和